

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、亀岡市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(昭55条例4・一部改正)

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、亀岡市総合計画の策定に関する事項について調査審議する。

(昭55条例4・一部改正)

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、議会の議員、学識経験者その他住民のうちから市長が任命又は委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(昭51条例43・昭55条例4・一部改正)

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、委員のうちから会長が委嘱する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(昭51条例43・一部改正)

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(昭55条例4・一部改正)

(部会)

第6条 会長が必要と認めるときは、審議会に部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によって定める。

(昭51条例43・追加)

(専門委員)

第7条 審議会に専門事項を調査させるため、必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験を有する者等のうちから市長が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門事項に関する調査を終了したときは、解任されるものとする。

(昭55条例4・追加)

(幹事・調査員)

第8条 審議会に幹事及び調査員若干人を置くことができるものとし、職員のうちから市長が任命する。

2 幹事及び調査員は、上司の命を受けて資料の提出又は調査に従事し、会議の運営の補助に当たる。

(昭51条例43・追加、昭55条例4・旧第7条線下)

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、企画管理部において行う。

(昭46条例16・昭48条例20・一部改正、昭51条例43・旧第6条線下・一部改正、昭55条例4・旧第8条線下・一部改正、昭58条例23・昭62条例15・平7条例2・一部改正)

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、市長が定める。

(昭51条例43・旧第7条線下、昭55条例4・旧第9条線下)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(亀岡市建設審議会条例の廃止)

2 亀岡市建設審議会条例(昭和31年亀岡市条例第21号)は、廃止する。

附 則(昭和46年条例第16号)抄

(施行日)

1 この条例は、昭和46年7月15日から施行する。

附 則(昭和48年条例第20号)抄

(施行期日)

1 この条例の施行期日は、別に市長が定める。

(昭和48年規則第3号で昭和48年4月11日から施行)

附 則(昭和51年条例第43号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和55年条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和58年条例第23号)抄
(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和62年条例第15号)
この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成7年条例第2号)抄
(施行期日)

- 1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。

